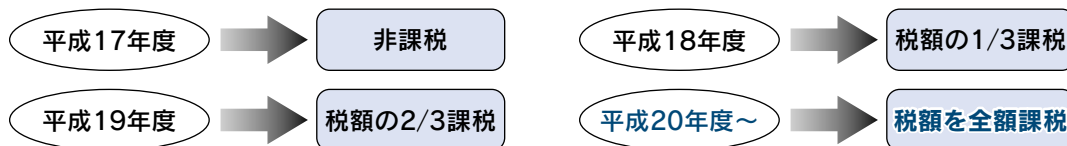


平成20年度からの町県民税について

● 高齢者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

平成17年1月1日時点で65歳以上で、合計所得金額が125万円以下であった人は、経過措置の廃止により、平成20年度から税額について全額負担となります。

【高齢者非課税措置の廃止の経過】



● 平成20年度から地震保険料控除が創設されました。

損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。

【地震保険料控除】 対象：住宅や家財などの生活用資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 → 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計 ※地震保険料契約と長期損害保険料契約が、それぞれ別契約である必要があります。	25,000円

※一つの契約に地震保険料契約と長期損害保険料契約が含まれている場合は、どちらか一方の控除を選択することになります。

● 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

控除しきれなかった分は町県民税（所得割）から控除されます

平成11年から平成18年中に入居しており、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合などに、翌年度の町県民税（所得割）から控除できます。



**平成20年3月17日まで
申告が必要です！**

平成20年以降（平成20年度から平成28年度まで）、町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村に、「住宅借入金等特別税額控除申告書」に「源泉徴収票」の原本を添付し提出してください。また、金融機関から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の金額が必要になりますので、写しあるいは残高の金額を確認しておいてください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

※住宅借入金等特別税額控除申告書の用紙は、平成20年1月に吉岡町役場財務課税務室窓口にて準備できる予定です。

● 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった人

平成19年度町県民税（所得割）から還付されます

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減は受けず、町県民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、既に納付済の平成19年度分の町県民税額から、税源移譲により増額となった町県民税相当額を還付します。



**平成20年7月1日～31日まで
申告が必要です！**

所得変動に伴う町県民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村から課税になった人は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この経過措置は適用されません。
※この経過措置の対象となる人は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる人に限られます。したがって、寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この経過措置は適用されません。

ご不明な点などありましたら、役場財務課税務室 ☎54-3111（内線136）までご連絡をお願いします。